

「郵便におけるユニバーサルサービス確保の在り方等に関する調査研究会」  
の公開方法（案）

研究会（ワーキンググループを含む。）の公開については、以下のとおりとする。

1 会議について

調査研究会の会議は、原則、公開とする。

ただし、事業者の経営上の機密に関する情報を取り扱う場合その他座長等（研究会座長及びワーキンググループ主査をいう。）が非公開とすることを認めた場合については、非公開とする。

2 議事要旨及び会議で使用した資料について

（1）取扱い

研究会の議事要旨及び研究会の会議資料については、原則公開とする。

ただし、事業者の経営上の機密に関する情報を取り扱う場合、取りまとめの際において構成員間の率直な意見の交換が損なわれるおそれがある場合その他座長等が非公開とすることを認めた場合については、非公開とする。

（2）公開方法

研究会終了後、総務省情報流通行政局郵政行政部郵便課において一般の閲覧に供し、また、インターネット上の総務省ホームページに掲載する。